

令和4年1月12日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長  
茂松茂人  
(公印省略)

### 看護職員等の処遇改善補助金について

平素は本会事業に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、看護職員を対象に、「賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を1%程度（月額4,000円）引き上げるための措置を、令和4年2月から前倒しで実施する。」とされ、また、この措置については、各医療機関において、他の職種にも一定の処遇改善を行うことができるよう、この処遇改善の収入について柔軟な運用を認める方針とのことです。

なお、対象の医療機関は、令和4年2月1日時点で①「診療報酬における救急医療管理加算の算定対象となっており、かつ令和2年度1年間における救急搬送件数が200件以上」、②「三次救急を担う医療機関（救命救急センター）」です。

具体的な申請手続等については、後日通知がなされる予定ですが、補助金の概要、Q&A、想定執行スケジュールならびに現時点の案を送付致します。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知賜りますとともに、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

〒543-8935 大阪市天王寺区上本町 2-1-22 大阪府医師会 総務部 総務課 TEL: 06-6763-7000 FAX: 06-6764-0267
--

(総医3)

令和4年1月5日

都道府県医師会  
担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会  
副会長 今村 聡  
(公印省略)

### 看護職員等の処遇改善補助金について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて岸田総理は新しい資本主義において、公的部門における分配機能の強化等を掲げており、その一環として、令和3年12月20日に成立した令和3年度補正予算において「看護職員等の処遇改善補助金」が交付されることとなりました。詳細は資料1「看護職員等の処遇改善補助金の概要」をご確認ください。

看護については、まずは、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、収入を1%程度引き上げるため、令和4年2月から前倒しで措置されます。

対象の医療機関は、令和4年2月1日時点で①「診療報酬における救急医療管理加算の算定対象となっており、かつ令和2年度1年間における救急搬送件数が200件以上」、②「三次救急を担う医療機関(救命救急センター)」です。対象者は、看護職員ですが、看護補助者、理学療法士・作業療法士等のコメディカルにも柔軟に運用することができます。対象医療機関及び対象者の詳細は資料2「看護職員等処遇改善補助金に関するQ&A(第1版)」をご確認ください。

補助金は、国が必要な経費を都道府県に交付し、対象医療機関が都道府県に申請することになりますが、都道府県議会での予算措置等を踏まえての対応となります。行政の準備が整い次第、詳細な通知がなされる予定です。詳細は資料3「看護職員等処遇改善補助金 想定される執行スケジュール(イメージ)」をご確認ください。

交付についての詳細は、後日通知がなされる予定ですが、現時点の案を資料4「参考」としてお送りさせていただきます。

なお、令和4年10月以降の更なる対応については、令和4年度予算編成過程において検討がなされ、公的価格評価検討委員会中間整理（令和3年12月21日）において、「賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、段階的に収入を3%程度引き上げていくこと」と取りまとめられました。それを踏まえ、令和3年12月23日付日医発第771号（保248）「令和4年度診療報酬改定率について」をもって通知しております通り、診療報酬で対応することとなります。詳細につきましては追ってご連絡させていただきます。

つきましては、貴会におかれましても本件について、ご了知のほどよろしくお願い申し上げます。

# 看護職員等の処遇改善補助金の概要

# 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）（抄）

## Ⅲ. 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動

### 2. 分配戦略～安心と成長を呼ぶ「人」への投資の強化～

#### （2）公的部門における分配機能の強化等

##### ①看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げ等

看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入の引上げを含め、全ての職員を対象に公的価格の在り方を抜本的に見直す。民間部門における春闘に向けた賃上げの議論に先んじて、保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置<sup>48</sup>を、来年2月から前倒しで実施する。

看護については、まずは、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、段階的に収入を3%程度引き上げていくこととし、収入を1%程度（月額4,000円）引き上げるための措置<sup>49</sup>を、来年2月から前倒しで実施した上で、来年10月以降の更なる対応について、令和4年度予算編成過程において検討し、必要な措置を講ずる。

48 他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

49 看護補助者、理学療法士・作業療法士等のコメディカルの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

# 看護職員等処遇改善事業

令和3年度補正予算 215.6億円

## 目的

- 新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く看護職員の方々の収入の引上げを図る。

## 事業概要

- 地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関(※1)に勤務する看護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を1%程度(月額4,000円)引き上げるための措置(※2)を、令和4年2月から前倒しで実施するために必要な経費を都道府県に交付する。

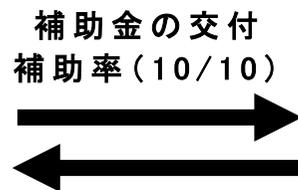
※1 「地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関」:一定の救急医療を担う医療機関(救急医療管理加算を算定する救急搬送件数200台/年以上の医療機関及び三次救急を担う医療機関)

※2 看護補助者、理学療法士・作業療法士等のコメディカルの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

## 実施主体等



国



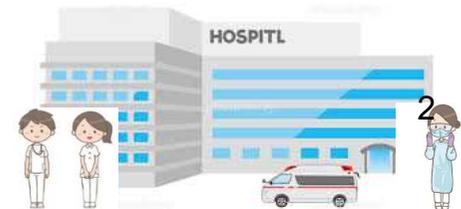
交付申請



都道府県



補助金の申請



医療機関

# 看護職員等処遇改善補助金の概要

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づき、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を1%程度（月額4,000円）引き上げるための措置を、令和4年2月から前倒しで実施するために必要な経費を都道府県に交付する。

◎ **対象期間** 令和4年2月～9月の賃金引上げ分（以降も、別途賃上げ効果が継続される取組を行う）

◎ **補助金額** 対象医療機関の看護職員（常勤換算）1人当たり月額平均4,000円の賃金引上げに相当する額  
※ 4,000円の賃金引上げに伴う社会保険料の事業主負担の増加分も含む

◎ **対象となる医療機関**：以下の全ての要件を満たす医療機関

- ✓ 地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関であること：一定の救急医療を担う医療機関（救急医療管理加算を算定する救急搬送件数200台/年以上の医療機関及び三次救急を担う医療機関）
- ✓ 令和4年2・3月分（令和3年度中）から実際に賃上げを行っていること（医療機関は都道府県に賃上げを実施した旨の用紙を提出。メール等での提出も可能。）。なお、令和4年2月分の支給に間に合わない場合は、3月に一時金等により支給することを可能とする。
- ✓ 令和4年4月分以降は、賃上げ効果の継続に資するよう、補助額の2/3以上をベースアップ等（基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善）に使用すること。なお、就業規則（賃金規程）改正に一定の時間を要することを考慮し、令和4年2・3月分は一時金等による支給を可能とする。

◎ **賃金改善の対象となる職種**

- ✓ 看護職員（看護師、准看護師、保健師、助産師）
- ✓ 医療機関の判断により、看護補助者、理学療法士・作業療法士等のコメディカルの賃金改善に充てることが可能

◎ **申請方法** 対象医療機関が都道府県に対して、看護職員・その他職員の月額の賃金改善額の総額（対象とする職員全体の額）を記載した計画書を提出

◎ **報告方法** 対象医療機関が都道府県に対して、賃金改善実施期間終了後、看護職員・その他職員の月額の賃金改善額の総額（対象とする職員全体の額）を記載した実績報告書を提出

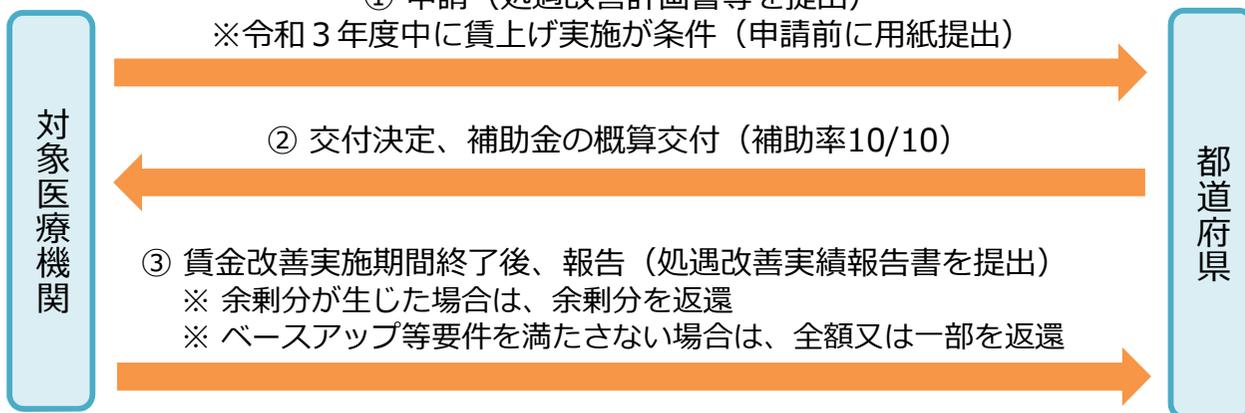
## ◎ 補助金の交付方法

対象医療機関は都道府県に対して申請を行い、都道府県から対象医療機関に対して補助金を交付（国費10/10、約215.6億円）

## ◎ 申請・交付スケジュール

- ✓ 賃上げ開始月（2・3月）に、その旨の用紙を都道府県に提出
- ✓ 実際の申請は、都道府県における準備等を勘案し、令和4年4月から受付、6月から補助金を交付
- ✓ 賃金改善実施期間終了後、処遇改善実績報告書を提出

## 【執行のイメージ】



- 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)及び「公的価格評価検討委員会中間整理」(令和3年12月21日)を踏まえ、令和4年度診療報酬改定において、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関(注1)に勤務する看護職員を対象に、10月以降収入を3%程度(月額平均12,000円相当)引き上げるための処遇改善の仕組み(注2)を創設する。
- これらの処遇改善に当たっては、介護・障害福祉の処遇改善加算の仕組みを参考に、予算措置が確実に賃金に反映されるよう、適切な担保措置を講じることとする。

(注1) 救急医療管理加算を算定する救急搬送件数200台/年以上の医療機関及び三次救急を担う医療機関

(注2) 看護補助者、理学療法士・作業療法士等のコメディカルの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることのできるよう柔軟な運用を認める。

## (参考) 令和3年度補正予算における対応

- 看護については、まずは、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関(※1)に勤務する看護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、段階的に収入を3%程度引き上げていくこととし、収入を1%程度(月額4,000円)引き上げるための措置(※2)を、令和4年2月から実施する。

(※1) 「地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関」：一定の救急医療を担う医療機関(救急医療管理加算を算定する救急搬送件数200台/年以上の医療機関及び三次救急を担う医療機関)

(※2) 看護補助者、理学療法士・作業療法士等のコメディカルの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることのできるような柔軟な運用を認める。

## 看護職員等処遇改善補助金に関するQ &amp; A（第1版）

令和3年12月27日

**1 対象医療機関****1-1 本補助金の支給対象となる医療機関は、どのような医療機関なのか。**

→ 本補助金の対象医療機関は、以下のいずれかの要件を満たす医療機関となります。

- ① 令和4年2月1日時点において、診療報酬における救急医療管理加算の算定対象となっており、かつ、令和2年度1年間における救急搬送件数が200件以上であること。
- ② 令和4年2月1日時点において、三次救急を担う医療機関（救命救急センター）であること。

**1-2 救急医療管理加算を算定している医療機関を、どうやって確認するのか。**

→ 各厚生局ホームページにおいて、都道府県ごとの施設基準の届出受理状況を掲載していますので、そちらで確認することができます。

**【掲載場所】**

## ○北海道厚生局

[https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/hokkaido/gyomu/gyomu/hoken\\_kikan/todokede\\_juri\\_ichiran.html](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/hokkaido/gyomu/gyomu/hoken_kikan/todokede_juri_ichiran.html)

## ○東北厚生局

[https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/gyomu/gyomu/hoken\\_kikan/documents/201805koushin.html](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/gyomu/gyomu/hoken_kikan/documents/201805koushin.html)

## ○関東信越厚生局

[https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/chousa/ki\\_jyun.html](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/chousa/ki_jyun.html)

## ○東海北陸厚生局

[https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokai/hokuriku/newpage\\_00349.html](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokai/hokuriku/newpage_00349.html)

## ○近畿厚生局

[https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/gyomu/hoken\\_kikan/shitei\\_jokyo\\_00004.html](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/gyomu/hoken_kikan/shitei_jokyo_00004.html)

## ○中国四国厚生局

[https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/chousaka/shisetsukijun\\_juri.html](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/chousaka/shisetsukijun_juri.html)

## ○四国厚生支局

[https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/shikoku/gyomu/gyomu/hoken\\_kikan/shitei/index.html](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/shikoku/gyomu/gyomu/hoken_kikan/shitei/index.html)

## ○九州厚生局

[https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/gyomu/gyomu/hoken\\_kikan/index\\_00007.html](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/gyomu/gyomu/hoken_kikan/index_00007.html)

→ なお、ご参考までに、各都道府県に対しては、厚生労働省から都道府県ごとの救急医療管理加算を算定している医療機関リストをお示しすることを検討しています。

**1-3 1年間における救急搬送件数が200件以上であるかどうかは、どのようにして確認するのか。**

→ 1年間における救急搬送件数が200件以上であるかどうかは、令和2年度（4月～3月）の病床機能報告の搬送件数によって確認します。

## **2 処遇改善の対象となる範囲**

### **2-1 「看護職員」とは具体的にどのような職種となるのか。**

→ 看護職員とは、保健師、助産師、看護師及び准看護師のことです。

### **2-2 非常勤職員も対象となるのか。**

→ 非常勤職員も対象となります。

### **2-3 看護職員以外の職員について、処遇改善の対象に加えることはできるのか。**

→ 対象医療機関の実情に応じて、対象医療機関で勤務する看護補助者、理学療法士・作業療法士等のコメディカルの賃金改善に充てることも可能です。

### **2-4 処遇改善の対象に加えることができる看護職員以外のコメディカルとは、具体的にどのような職種なのか。**

→ 看護補助者、理学療法士及び作業療法士のほか、以下の職種が対象となります。

【看護補助者、理学療法士及び作業療法士以外の本事業による処遇改善の対象とすることができるコメディカル】

視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、保育士、救急救命士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、公認心理師、その他医療サービスを患者に直接提供している職種

### **2-5 2-4に記載の職種のうち、「その他医療サービスを患者に直接提供している職種」とは具体的にどのような職種か。**

→ 「その他医療サービスを患者に直接提供している職種」としては、診療エックス線技師、衛生検査技師、メディカルソーシャルワーカー、医療社会事業従事者、介護支援専門員、医師事務作業補助者といった職種が該当するものと想定されます。

### 3. 賃金改善の方法

#### 3-1 本補助金を受給するためには、いつから賃金改善を実施する必要があるのか。

- 令和4年2月・3月分（令和3年度中）から実際に賃金改善を行っているとともに、賃金改善を開始した月に、都道府県に対して賃金改善を実施した旨の用紙を提出していることが必要です。なお、令和4年2月分の支給に間に合わない場合は、同年3月に一時金等により支給することも可能です。

#### 3-2 賃金改善を開始した月（令和4年2月又は3月）における、都道府県に対する賃金改善を実施した旨の用紙の提出は、メール等によって提出することも可能か。また、「賃金改善を開始した月」とは、いつと判断すれば良いのか。

- メール等での提出も可能です。
- 「賃金改善を開始した月」とは、令和4年2月・3月分（令和3年度中）の賃金について、改善後の賃金の支払を開始した月となります。なお、賃金改善を実施した旨の用紙の提出は、改善後の賃金の支払を開始する月であれば、実際の賃金支払日前であっても提出可能です。

#### 3-3 賃金改善計画書の具体的内容の周知は、どのように行うのか。

- 賃金改善計画書を医療機関に掲示することや、処遇改善の対象となる看護職員等に通知すること等が考えられますが、各医療機関において適切な方法を選択してください。また、賃金改善計画書に加えて、必要な資料を併せて周知することも可能です。

#### 3-4 本補助金は、どのような費用に充てることができるのか。

- 対象医療機関に交付する本補助金の補助額は、処遇改善の対象となる看護職員等の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てる必要があります。

#### 3-5 「賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分」とはどのような範囲を指すのか。

- 「賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分」には、次のものを含まず。

- ・ 健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金、雇用保険料、労災保険料等における、賃金改善に応じた事業主負担増加分
- ・ 退職手当共済制度等における掛金等が増加する場合の増加分

- 法定福利費等の事業主負担分については、以下の算式により算定した金額を標準とすることとしていますが、対象医療機関の実情に応じて、以下の算式以外の合理的な方法に基づく概算によって算定することもできます。

<算式>

「前事業年度（令和4年4月が属する事業年度の前の事業年度）における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「前事業年度における賃金の総額」×「賃金改善

額」

**3-6 本補助金によって、どのような種類の賃金を改善することができるのか。**

→ 令和4年4月分以降の賃金改善は、本補助金による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、本補助金による賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ることが必要です。なお、賃金規程の改定に一定の時間を要することを考慮し、令和4年2月・3月分は一時金等による支給を可能としています。

**3-7 全ての看護職員について一律に4,000円の賃金改善を行わなければならないのか。**

→ 全ての看護職員について、一律の金額で賃金改善を行わなければならないものではなく、看護職員の職位・職責・職務内容等に応じて、個別の看護職員の賃金改善額を決定することができます。

**3-8 人事院勧告によって、令和4年6月の期末手当（賞与）が減少する見込みだが、この場合の賃金改善額は、どのように算定すれば良いのか。**

→ 人事院勧告を踏まえて賃金を決定する医療機関においては、人事院勧告を踏まえた期末手当（賞与）の変動の影響を除去して、本事業による賃金改善額を算定してください。

→ 具体的には、令和4年4月分以降の賃金改善については、本事業による賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ることとされているので、こうした賃金改善を図った上で、期末手当（賞与）については、人事院勧告適用後の期末手当（賞与）額からの改善額を、期末手当（賞与）に係る賃金改善額として算定することとしてください。

## 4 補助金の申請・交付

### 4-1 補助金の申請は、いつ、どのような方法で行うのか。

- 本補助金を受給するためには、賃金改善を開始した月（令和4年2月又は3月）に、都道府県に対して賃金改善を実施した旨の用紙を提出した上で、令和4年4月中に、都道府県に対して、事業計画書を提出することが必要です。

### 4-2 補助金はいつ支払われるのか。

- 令和4年4月中に都道府県に対して申請を行っていただき、同年6月までに、補助金を概算支給するスケジュールとなる予定です。なお、本補助金による賃金改善実施期間（令和4年2月～9月）の終了後、実績報告書を提出いただいて、補助金の精算を行うこととなります。

### 4-3 概算支給される補助金の金額は、どのように計算されるのか。

- 令和4年4月の申請段階では、以下の計算式に基づいて算定された金額が支給されます。

<算式>

賃金改善実施期間（令和4年2月～9月）の各月初日時点における当該医療機関の看護職員の常勤換算数の平均値（見込み） × 8（賃金改善実施期間の月数） × 4,660円（4,000円に法定福利費に係る事業主負担率に相当する率を乗じて得た額を加えて得た額）

- 上記算式のうち、「賃金改善実施期間の各月初日時点における当該医療機関の看護職員の常勤換算数の平均値（見込み）」については、令和4年2月及び3月については、各月初日時点の看護職員の常勤換算数の実績値を用い、同年4月から9月までの期間については、当該期間の各月初日時点における看護職員の常勤換算数の平均値の推計値を用いて算定を行ってください。なお、推計値の算出に当たっては、過去の実績等を勘案し、実態に沿ったものとしてください。

### 4-4 補助金の精算は、どのような計算に基づいて行われるのか。

- まずは、実績報告書に基づき、以下の①・②の金額を算定します。

①賃金改善実施期間（令和4年2月～9月）の各月初日時点における当該医療機関の看護職員の常勤換算数の総数（実績値） × 4,660円（4,000円に法定福利費に係る事業主負担率に相当する率を乗じて得た額を加えて得た額）

②賃金改善実施期間（令和4年2月～9月）において、実際に対象看護職員等の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に充てられた経費

- 上記の①・②のうち、いずれか低い方の金額（「賃金改善実績額」という）と、概算支給額（4-3により算定した金額）を比較し、賃金改善実績額が概算支給額以上となった場合は、概算支給額が補助額としてそのまま確定します。一方、賃金改善実績額が概算支給額を下回った場合は、賃金改善実績額が補助額として確定することと

なり、「概算支給額－賃金改善実績額」の金額（余剰額）を返還することが必要になります。

#### 4－5 常勤換算数は、どのように算定するのか。

→ 常勤の看護職員の常勤換算数は1となります。常勤でない看護職員の常勤換算数は以下の算式によって算定された数となります。

＜算式＞

「当該常勤でない看護職員が職務に従事する1週間の勤務時間（残業は除く。）」÷  
「当該医療機関で定めている常勤職員の1週間の勤務時間」

#### 4－6 看護職員以外の職員を賃金改善の対象とする場合の補助額は、どのように計算されるのか。

→ 看護職員以外の職種を賃金改善の対象とする場合であっても、補助額は、4－3及び4－4に基づき、勤務する看護職員の常勤換算数等に基づいて算定されます。

#### 4－7 申請や実績報告に当たっては、どのような書類を提出することが必要なのか。実績報告の根拠となる資料は、どのように取り扱うのか。

→ 本補助金を受給するためには、賃金改善を開始した月（令和4年2月又は3月）に、都道府県に対して賃金改善を実施した旨の用紙を提出した上で、令和4年4月中に、都道府県に対して、事業計画書（実施要綱の別紙様式1）を提出することが必要です。

→ 本補助金による賃金改善実施期間（令和4年2月～9月）の終了後、実績報告書（実施要綱の別紙様式2）を提出いただくことが必要です。

→ 対象医療機関は、給与明細や勤務記録等、実績報告の根拠となる資料を、補助額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管することが必要です。

## **5. 都道府県・市町村における対応**

**問5-1 都道府県においては、どのように予算措置を行えばよいのか。補正予算を組む必要があるのか。また、条例改正等の手続は必要なのか。**

- 国において、本補助金の令和4年度への繰越手続を行った上で、都道府県において、令和4年4月以降、交付申請の受付や対象医療機関に対する補助金の交付決定を行っていただくスケジュールを予定しています。このため、本補助金の執行に係る予算については、補正予算を組んでいただく必要はなく、来年度（令和4年度）の当初予算の中で、予算措置を行っていただくことが必要です。なお、本補助金の執行に当たっては、条例改正は不要です。
- 一方、都道府県立病院などの公立医療機関が対象医療機関である場合については、当該公立医療機関における賃金改善のための対応が別途必要になります。具体的には、令和4年4月分以降の賃金改善のための来年度（令和4年度）の当初予算の措置のほか、令和4年2月・3月分の賃金改善に係る今年度補正予算による措置や、賃金改善のための条例改正などが必要になると考えられますので、所要の対応を進めてください。

**問5-2 市町村においては、予算措置等の対応は必要なのか。**

- 市町村立病院などの公立医療機関が対象医療機関である場合については、当該公立医療機関における賃金改善のための対応が必要になります。具体的には、令和4年4月分以降の賃金改善のための来年度（令和4年度）の当初予算の措置のほか、令和4年2月・3月分の賃金改善に係る今年度補正予算による措置や、賃金改善のための条例改正などが必要になると考えられますので、所要の対応を進めてください。

# 看護職員等処遇改善補助金 想定される執行スケジュール(イメージ)

	国	都道府県	医療機関(市町村含む)
年内	令和3年度補正予算成立(12/20) 都道府県説明会(12/27)		
1月	交付要綱案及び実施要綱の提示 (事務連発出)	対象医療機関へ周知 予算案編成	医療機関、法人等における給与改定手続き開始(労使交渉等)
2月		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     県議会で予算措置                 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     賃金引き上げを開始 (2月・3月分(令和3年度中))                 </div>
3月	補助金予算の繰越手続き		
4月	都道府県へ交付要綱発出	医療機関向け交付要綱等発出 順次、医療機関からの交付申請受付	補助金の交付申請開始
5月	都道府県からの申請×切 都道府県への交付決定・概算交付	医療機関からの交付申請のとりまとめ 医療機関への交付決定・概算交付	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">                         補助金受給                     </div>
6月			
...			
9月			補助金による賃金改善実施期間終了
10月	診療報酬改定(看護職員の処遇改善に係る措置を実施)		
10月以降	補助金確定作業	補助金の精算手続き 実績報告提出	補助金による賃金改善に係る実績報告



資料 4

参考

(案)

厚生労働省発医政 第 号  
令和 年 月 日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官  
(公 印 省 略)

令和●年度看護職員等処遇改善事業補助金の交付について

標記の補助金の交付については、別紙「令和●年度看護職員等処遇改善事業補助金交付要綱」により行うこととされたので通知する。

## 別紙

### 令和●年度看護職員等処遇改善事業補助金交付要綱

#### (通則)

- 1 令和●年度看護職員等処遇改善事業補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省  
労働省</sup>令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

#### (交付の目的)

- 2 この補助金は、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員（保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。以下同じ。）等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入を引き上げるための措置を実施することを目的とする。

#### (交付の対象)

- 3 この補助金は令和●年●月●日医政発●●●●第●●号厚生労働省医政局長通知「看護職員等処遇改善事業の実施について」の別紙「看護職員等処遇改善事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、都道府県が実施又は補助する事業とする。

#### (交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。  
ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする（ただし、算出された額の合計額が予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。）。

#### (1) 都道府県が実施する事業

- ① 次の表の第1欄に定める種目ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

② ①により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(2) 都道府県が補助する事業（看護職員等の賃金改善等に限る。）

① 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

② ①により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額を交付額とする。

1 種目	2 基準額	3 対象経費
看護職員等の賃金改善等	対象医療機関の看護職員の常勤換算数等に基づく金額として実施要綱に基づき算出された額	実際に対象医療機関の看護職員等の賃金改善等に充てられた経費として実施要綱に基づき算出された経費
都道府県の交付事務	対象医療機関数 20 未満 1,936,000 円 20 以上 40 未満 3,872,000 円 40 以上 60 未満 5,808,000 円 60 以上 80 未満 7,744,000 円 80 以上 100 未満 9,680,000 円 以降、対象医療機関数が 20 増加するごとに 1,936,000 円を加えて得た額とする。	都道府県の交付事務に必要な次に掲げる経費 職員基本給（委託の場合に限る。） 職員諸手当（委託の場合に限る。） 非常勤職員手当 諸謝金 会議費 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 社会保険料（委託の場合に限る。） 雑役務費

		委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）
--	--	-----------------------

（補助金の概算払）

5 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

（交付の条件）

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第3号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (6) 事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合は除く。）は、第4号様式により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告し

なければならない。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

- (8) 都道府県は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (9) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には(1)から(4)、(6)に掲げる条件(この場合において(1)から(4)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と読み替えるものとする。)及び次の条件を付さなければならない。

ア. 間接補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第3号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

イ. 間接補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

- (10) (9)により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。
- (11) 間接補助事業者から補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

- 7 この補助金の交付の申請は、以下により行うものとする。

都道府県知事は、第1号様式による申請書に関係書類を添えて、別途定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

- 8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、令和4年●月●日までにを行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 9 厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(遂行状況報告)

- 10 都道府県知事は、補助事業の遂行状況について、厚生労働大臣から要求があったときは、速やかに第5号様式による状況報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

- 11 都道府県知事は、第2号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の返還)

- 12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

第1号様式

番  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

事業者名

令和●年度看護職員等処遇改善事業補助金の交付申請書

標記について、次のとおり交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫補助申請額 金0円
- 2 所要額調書（別紙1）
- 3 事業計画書（別紙2）
- 4 添付書類
  - ・収入支出予算書抄本



対象経費の支出予定額算出内訳

(単位：円)

区 分	支出予定額	算 出 内 訳
職員基本給 (委託の場合に限る。)		
職員諸手当 (委託の場合に限る。)		
非常勤職員手当		
諸謝金		
会議費		
旅費		
消耗品費		
印刷製本費		
通信運搬費		
借料及び損料		
社会保険料 (委託の場合に限る。)		
雑役務費		
委託費 (上記に掲げる経費に該当するもの。)		
合 計	0	

(参考) 対象外経費の支出予定額内訳

区 分	支出予定額
	円
合 計	0

総事業費	0
------	---

●●都道府県 看護職員等処遇改善事業計画書

	対象医療機関名	支給要件への適合	補助申請額	賃金改善見込額合計	常勤換算数の見込み（令和4年6月1日時点）		
					処遇改善の対象となる看護職員	処遇改善の対象に加える看護職員以外のコメディカル	処遇改善の対象となる全ての職員
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
	合計						

第2号様式

番  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

事業者名

令和●年度看護職員等処遇改善事業補助金の実績報告書

標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 国庫補助精算額 金0円
- 2 所要額精算書（別紙1）
- 3 実績報告書（別紙2）
- 4 添付書類
  - ・収入支出決算書抄本



(別紙1-2)

都道府県の交付事務にかかる対象経費の支出済額内訳

都道府県名

0

対象経費の支出額内訳

(単位:円)

区 分	支出済額	内 訳
職員基本給 (委託の場合に限る。)		
職員諸手当 (委託の場合に限る。)		
非常勤職員手当		
諸謝金		
会議費		
旅費		
消耗品費		
印刷製本費		
通信運搬費		
借料及び損料		
社会保険料 (委託の場合に限る。)		
雑役務費		
委託費 (上記に掲げる経費に該当するもの。)		
合 計	0	

(参考) 対象外経費の支出済額内訳

区 分	支出済額
	円
合 計	0

総事業費	0
------	---



厚生労働省所管

(事業者名)

国		地方公共団体										備考	
予算科目	交付決定額	歳入			歳出								
		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額		支出済額		翌年度繰越額			
						うち補助金相当額	うち補助金相当額	うち補助金相当額	うち補助金相当額	うち補助金相当額			
	円		円	円		円	円	円	円	円	円	円	
(項) 医療提供体制確保対策費 (目) 医療施設運営費等補助金													

(作成要領)

- 「国」の「交付決定額」は、交付決定通知書の交付決定の額を記入すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が、目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金についての調書の作成は、本表に準じること。この場合において地方公共団体の収入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に交付金額を内書( )をもって附記すること。

厚生労働大臣 殿

事業者名

令和●年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日厚生労働省発医政 第 号により交付決定があった令和●年度  
看護職員等処遇改善事業補助金について、当該交付要綱6の(7)の規定に基づ  
き、次のとおり報告する。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）  
第15条の規定による確定額又は事業実績報告による国庫補助精算額

金0円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る  
仕入控除税額（要国庫補助返還相当額）

金0円

- 3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が  
把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

第5号様式

番  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

事業者名

令和●年度看護職員等処遇改善事業補助金の遂行状況報告書

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第12条の規定により、別添のとおり報告する。

(案)

医政発 第 号  
令和 年 月 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長  
(公 印 省 略)

### 看護職員等処遇改善事業の実施について

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)において、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を1%程度(月額4,000円)引き上げるための措置を令和4年2月から前倒しで実施することとされたことを踏まえ、看護職員等の処遇改善を行うこととし、今般、別紙のとおり「看護職員等処遇改善事業実施要綱」を定め、令和●●年●●月●●日から適用することとしたので通知する。

## 別紙

### 看護職員等処遇改善事業実施要綱

#### 1 事業の目的

地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員（保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。以下同じ。）等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入を引き上げるための措置を実施することを目的とする。

#### 2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

#### 3 本事業の対象となる医療機関

本事業の対象となる医療機関（以下「対象医療機関」という。）は、以下のいずれかの要件を満たす医療機関とする。

- ア 令和4年2月1日時点において、診療報酬における救急医療管理加算の算定対象となっており、かつ、令和2年度1年間における救急搬送件数が200件以上であること。
- イ 令和4年2月1日時点において、三次救急を担う医療機関（救命救急センター）であること。

#### 4 本事業による処遇改善の対象者

本事業による処遇改善の対象者は、対象医療機関で勤務する看護職員（非常勤職員を含む。）とする。

ただし、対象医療機関の実情に応じて、対象医療機関で勤務する看護補助者、理学療法士、作業療法士その他別表に定めるコメディカルである職員（非常勤職員を含む。）についても、本事業による処遇改善の対象者に加えることができるものとする。

#### 5 事業内容

令和4年2月から9月までの間（以下「賃金改善実施期間」という。）、対象看護職員等（4に基づき対象医療機関において処遇改善の対象者とされた職員をいう。以下同じ。）に対して賃金改善を行う対象医療機関に対して、当該賃金改善を行うために必要な費用を補助する。

#### 6 賃金改善等の要件

- (1) 令和4年2月・3月分（令和3年度中）から実際に賃金改善を行っているとともに、賃金改善を開始した月に、都道府県に対して賃金改善を実施した旨の用紙を提出していること。なお、令和4年2月分の支給に間に合わない場合は、同年3月に一時金等により支給することを可能とすること。

※ 賃金改善とは、本事業の実施により、対象看護職員等について、雇用形態、職種、勤続年数、職責等が同等の条件の下で、賃金改善実施期間前に適用されていた算定方法に基づく賃金水準を超えて、賃金を引き上げることをいう。

(2) 本事業による賃金改善に係る計画書(8(1)によるもの)を作成すること。また、計画の具体的内容を対象看護職員等に周知すること。

(3) 本事業による補助額は、対象看護職員等の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること。

※ 法定福利費等の事業主負担分については、以下の算式により算定した金額を標準とする。

<算式>

「前事業年度(令和4年4月が属する事業年度の前の事業年度をいう。以下同じ。)における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「前事業年度における賃金の総額」×「賃金改善額」

(4) 令和4年4月分以降の賃金改善は、本事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、本事業による賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること。なお、賃金規程の改定に一定の時間を要することを考慮し、令和4年2月・3月分は一時金等による支給を可能とすること。

(5) 本事業により改善を行う賃金項目以外の賃金項目(業績等に応じて変動するものを除く。)の水準を低下させていないこと。

(6) 人事院勧告を踏まえて賃金を決定する対象医療機関においては、人事院勧告を踏まえた期末手当(賞与)等の変動の影響を除去して、本事業による賃金改善額を算定すること。

## 7 補助額の算定

補助額は、アの額とする。ただし、賃金改善実施期間の終了後、イの額がアの額を下回る場合には、イの額を補助額とする。

ア 賃金改善実施期間の各月初日時点における当該医療機関の看護職員の常勤換算数の平均値(見込み) × 8(賃金改善実施期間の月数) × 4,660円(4,000円に法定福利費に係る事業主負担率に相当する率を乗じて得た額を加えて得た額)

イ 次の(ア)又は(イ)の額のうち、いずれか低い方の額

(ア) 賃金改善実施期間の各月初日時点における当該医療機関の看護職員の常勤換算数の総数(実績値) × 4,660円(4,000円に法定福利費に係る事業主負担率に相当する率を乗じて得た額を加えて得た額)

(イ) 賃金改善実施期間において、実際に対象看護職員等の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に充てられた経費

※ 常勤の看護職員の常勤換算数は1とする。常勤でない看護職員の常勤換算数は以下の算式によって算定された数とする。

<算式>

「当該常勤でない看護職員が職務に従事する1週間の勤務時間(残業は除く。)」÷  
「当該医療機関で定めている常勤職員の1週間の勤務時間」

※ アの「賃金改善実施期間の各月初日時点における当該医療機関の看護職員の常勤換算数の平均値(見込み)」については、令和4年2月及び3月については、各月初日時点の看護職員の常勤換算数の実績値を用い、同年4月から9月までの期間については、当該期間の各月初日時点における看護職員の常勤換算数の平均値の推計値を用いて算定を行うこと。推計値の算出に当たっては、過去の実績等を勘案し、実態に沿ったものとする。

※ 4のただし書に基づき、看護職員以外の職種を賃金改善の対象とする場合であっても、補助額は、上記の計算式によって算定する。

## 8 事業実施手続

(1) 対象医療機関は、賃金改善を開始した月(令和4年2月又は3月)に、対象医療機関の所在する都道府県に対して賃金改善を実施した旨の用紙を提出した上で、令和4年4月中に、当該都道府県に対して、事業計画書(別紙様式1)を提出するものとする。

(2) 対象医療機関は、賃金改善実施期間の終了後、事業実績報告書(別紙様式2)を都道府県に提出し、都道府県の確認を受けることとする。

## 9 留意事項

(1) 対象医療機関に対する補助については、対象医療機関から事業計画書の提出を受けた後、7のアの額を概算により支払うことができる。

(2) 賃金改善実施期間の終了後、7のイの額が7のアの額を下回る場合には、7のアの額から7のイの額を控除して得た額を返還させる。

(3) 対象医療機関は、給与明細や勤務記録等、実績報告の根拠となる資料を、補助額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管するものとする。

(4) 事業実績報告書等により、対象医療機関において実施された賃金改善の内容が要件を満たさないことが確認された場合、特段の理由がある場合を除き、補助額の全額又は一部について返還させる。

別表（看護補助者、理学療法士及び作業療法士以外の本事業による処遇改善の対象とすることができるコメディカル）

- ア 視能訓練士
- イ 言語聴覚士
- ウ 義肢装具士
- エ 歯科衛生士
- オ 歯科技工士
- カ 診療放射線技師
- キ 臨床検査技師
- ク 臨床工学技士
- ケ 管理栄養士
- コ 栄養士
- サ 精神保健福祉士
- シ 社会福祉士
- ス 介護福祉士
- セ 保育士
- ソ 救急救命士
- タ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師
- チ 柔道整復師
- ツ 公認心理師
- テ その他医療サービスを患者に直接提供している職員

## 看護職員等処遇改善事業 賃金改善計画書

令和4年 月 日

医療機関名	
医療機関コード	

## 1. 補助申請額

① 賃金改善実施期間	令和4年2月～令和4年9月
② 令和4年2月1日時点の看護職員の常勤換算数（実績値）	
③ 令和4年3月1日時点の看護職員の常勤換算数（実績値）	
④ 令和4年4月から9月までの各月初日時点における看護職員の常勤換算数の平均値（推計値）	
⑤ 賃金改善実施期間の各月初日時点における看護職員の常勤換算数の平均値（見込み） $((②+③)+(④\times 6\text{か月})\div 8\text{か月})$	0
⑥ 補助申請額 $(⑤\times 8\text{か月}\times 4,660\text{円})$	0円

※ ②・③・④・⑤欄については、小数点以下を四捨五入した数を記入すること。

※ ⑥欄については、1,000円未満の端数を切り捨てた金額を記入すること。

## 2. 賃金改善見込額

令和4年2月・3月分	
① 賃金改善実績額	
② 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分	
令和4年4月分～9月分	
③ 賃金改善見込額	
④ ベースアップ等による引上げ分（基本給又は決まって毎月支払われる手当による引上げ分）	
⑤ ベースアップ等の割合	(0.0%)
⑥ 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分	
⑦ 賃金改善見込額合計 $((①+②)+(③+⑥))$	0円
⑧ 処遇改善の対象となる看護職員の常勤換算数の見込み（令和4年6月1日時点）	
（看護職員以外のコメディカルを処遇改善の対象に加える場合のみ記載）	
⑨ 処遇改善の対象に加える看護職員以外のコメディカルの職種（全ての職種を記載）	
⑩ ⑨の職員の常勤換算数の見込み（令和4年6月1日時点）	
⑪ 処遇改善の対象となる全ての職員の常勤換算数の見込み（令和4年6月1日時点） $(⑧+⑩)$	
⑫ 賃金改善を開始した月（令和4年2月又は3月）に、都道府県に対して賃金改善を実施した旨の用紙を提出している	
⑬ 本事業による賃金改善に係る計画の具体的内容を処遇改善の対象となる看護職員等に周知している	
⑭ （以下に該当する医療機関のみ記載） 人事院勧告を踏まえて賃金を決定する医療機関において、人事院勧告を踏まえた期末手当（賞与）等の変動の影響を除去して、本事業による賃金改善額を算定する場合は、その内容を記載。	

※ ⑧・⑩・⑪欄については、小数点以下を四捨五入した数を記入すること。

本計画書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和4年 月 日

医療機関名：

代表者名：



令和4年〇月〇日

〇〇〇〇知事 殿

医療機関名：\_\_\_\_\_

医療機関コード：\_\_\_\_\_

代表者名：\_\_\_\_\_

看護職員等処遇改善事業に係る賃金改善開始の報告

看護職員等処遇改善事業に係る賃金改善の開始について、以下のとおり、報告いたします。

①対象医療機関であることの申出 ※該当する要件にチェックを入れること

- 令和4年2月1日時点において、診療報酬における救急医療管理加算の算定対象となっており、かつ、令和2年度1年間における救急搬送件数が200件以上であること。
- 令和4年2月1日時点において、三次救急を担う医療機関（救命救急センター）であること。

②賃金改善の開始に係る報告 ※該当する方にチェックを入れること

- 令和4年2月から、賃金改善を開始した。
- 令和4年3月から、賃金改善を開始した（同年3月は同年2月の賃金改善分も支給）。

事務担当者名：\_\_\_\_\_

電話番号：\_\_\_\_\_

メールアドレス：\_\_\_\_\_

※本書面は、メールにて提出することも可能です。